

まん延防止等重点措置③

6月21日(月)～7月11日(日) (21日間)

対象施設

札幌市内全域の飲食店・カラオケ店・結婚式場

主な要請内容 (特措法第31条の6に基づく要請)

営業時間等の短縮

- ✓ 営業時間は「午前5時から午後8時まで」
- ✓ 酒類提供は「午前11時から午後7時まで」

ただし、以下全ての感染対策を実施していることが必要

アクリル板の設置等、手指消毒の徹底、4人以内での利用、換気の徹底、店舗滞在時間の制限 (2時間程度)

新型コロナウイルス接触アプリ (COCOA) 等活用の呼びかけ

大声での会話を避けることの注意喚起 (黙食等)

マスク着用の推奨、検温等の従業員の体調確認